

7月の市税納期

収税課・☎②①2124

- ▶固定資産・都市計画税(2期)
- ▶国民健康保険税(1期)

納期限 7月31日(金)

口座振替キャンペーン実施中

9月30日(水)までに新規に口座振替を申し込んだ方に、足利学校、栗田美術館、あしかがフラワーパークいずれかのペア入場券を差し上げます。

ご利用ください

市民資料室

市民資料室・☎②②250

本庁舎別館1階の同室では、

次のことを行っています。市政を理解するためご活用ください。

内容 市などが作成した資料、ホームページの閲覧、刊行物の販売、市が保有する行政情報・自分の個人情報閲覧、個人情報の誤りの訂正、市長の資産公開
 ※内容により一定の条件あり。
 ※市長の資産公開は市民の方が対象です。

※市ホームページでも閲覧できるものがあります。

▽情報公開制度などの問い合わせ

II 情報管理課・☎②②235

無人ヘリコプターによる

農薬散布を行います

JA足利営農振興課

☎②④④③③

日時・対象地区 次の各指定日の午前5時～正午

▽7月31日(金) 北郷・名草地区

▽8月18日(火) 20日(木) 毛野・

富田・久野・筑波・矢場川・御

厨・梁田地区

場所 該当地区

の水田

※雨天時は順延。

※洗濯物などは

取り込んでくだ

さい。



税

納付をお忘れなく

所得税などの予定納税

足利税務署・☎④③①⑤①

予定納税の納付が必要な方は、6月中旬に『令和2年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書』を送付しました。

納付方法

▽口座振替 7月31日(金)に指定

緊急地震速報が発表されたら

危機管理課・☎②②247

緊急地震速報を見聞きしてから、地震の強い揺れが来るまでの時間は数秒から数十秒となっています。短い間ですが、身を守るための最低限の行動を取る必要があります。日ごろから、いざという時の行動を考えておきましょう。

自宅では

- 頭を保護し、丈夫な机の下などの安全な場所に避難
- あわてて外に飛び出さない
- 身の安全を最優先に可能な範囲で火を消す

避難する場合は

- 自宅が安全な場合には、必ずしも避難所へ行く必要はない
- ハザードマップなどで近くの避難所を確認
- 余震の発生に備え、頭部を保護し、なるべく安全な場所を通過して避難
- 感染症まん延防止のため、避難の際は、マスクや消毒液、体温計があれば持参する

自動車運転中は

- ハザードランプを点灯し、周囲の車に注意を促す
- 急ブレーキはかけず、緩やかに速度を落とす
- 大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止する

防災関連情報を発信しています！

本市では、気象や地震情報などを消防防災情報メールで配信しています。

登録はこちら⇒





映像のまちあしがが SNSで新たな試み

Pick Up!

お知らせ

税

福祉

募集

子育て

健康

働く

講座教室

イベント

施設

相談



これまで、足利で撮影された作品の告知やイベント情報などをメインにお知らせしてきました。

現在は新型コロナウイルスの影響で行動が制約される状況にあることから、新しい試みとして、市民やファンの方々が自宅でも楽しめる動画などをSNSに投稿しています。作品に関連した一般には公

開していないマル秘映像や作品紹介動画などをお楽しみください。

こうした活動に興味を持ってくださる方が少しでも増えれば、との思いからインスタグラムだけでなく、ツイッター、フェイスブックにも投稿しています。

『足利市映像のまち推進課』で、検索、フォローをお願いします。下記QRコードからもご覧いただけます。



▲旧足利西高校で撮影する職員



納税通知書を発送します
不動産取得税(県税)
安足県税事務所
0283・23・1458
対象 昨年中に家屋の新築や増改築をした方
発送日 7月8日(水)

口座から自動的に振替 ※前日までに口座残高をご確認ください。
▽納付書 7月31日(金)までに最寄りの金融機関などで納付 ※30万円以下の場合、同封した納付書により、コンビニエンスストアで納付できます。
▼**予定納税額の減額申請**
対象 廃業や業績不振などの理由により、6月30日の現況で、令和2年分の『申告納税見積額(年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額)』が、通知された『予定納税基準額』よりも少なくなると見込まれる方
申請方法 7月15日(水)までに減額申請書を税務署
※詳しくは、同封の資料または国税庁ホームページでご確認ください。

7月は青少年の非行・被害防止全国強調月間
青少年センター ☎22228
危険は身近なところに潜んでいます!
この機会に、私たち一人一人にできることを考えてみましょう!

有効期限を延長します
口座振替キャンペーン
収税課・☎22124
対象 元年6月1日から2年5月31日までが有効期限の、あしががフラワーパーク、栗田美術館、足利学校の特別入場券
延長後の期限 3年5月31日(月)
※お手元にある同入場券をそのまま使用できます。

納付期限 7月31日(金)
納付方法 最寄りの金融機関、県税事務所、コンビニエンスストア、ペイジー、クレジットカード(Yahoo! / 公金支払い)で納付 ※詳しくは、同事務所へお問い合わせください。